

# 千代田区震災事業継続計画（BCP）

令和6年3月14日 改定

○改定経緯

平成25年6月11日 策定

平成26年2月12日 改定

平成27年4月1日 改定

## 目次

はじめに	1
第一章 震災事業継続計画(震災 BCP)とは	2
第1節 目的	2
第2節 地域防災計画等との関係	2
第二章 震災 BCP の適用基準について	4
第1節 震災 BCP の適用基準	4
第三章 震災 BCP の前提とする被害想定について	5
第1節 震災想定	5
第2節 区の被害想定	5
第四章 優先通常業務の整理	8
第1節 優先通常業務の選定基準	8
第2節 優先通常業務の選定方法	8
第3節 優先通常業務一覧	8
第五章 業務継続のための体制確立	9
第1節 首長不在時の職務代行順位	9
第2節 代替庁舎	9
第3節 電気・水・食料等の確保	10
第4節 通信手段	10

第5節 情報システム	11
第六章 区の体制について	12
第1節 職員体制	12
第2節 職員参集状況の想定	12
別表1 優先通常業務一覧	
別表2 参集想定	

## はじめに

平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらし、未曾有の大災害となった。千代田区では、大規模な火災や建物の倒壊等の被害はなかったものの、公共交通機関の停止や道路混雑により、多くの帰宅困難者が発生し、一時的な混乱が生じた。

この大震災以降、防災対策の重要性が再認識され、また、地域での防災意識も高まっていることから、より現実に即した実効性の高い防災対策の構築が求められている。

こうしたなか、区は、法改正や令和4年5月東京都による「首都直下地震等による東京の被害想定」の更新などに伴い、「千代田区地域防災計画」の修正を行ってきたほか、「震災対応業務マニュアル」の策定などにより、震災時の応急対策業務や復旧・復興業務について整理を進めてきた。

一方、災害対応を行うなかでも、区民の生命・生活に大きく関わる業務については、早期に継続・再開することが必要である。

区では、震災時においても必要な行政機能を確保し、円滑な事業継続・再開を遂行するために、平成 25 年6月 11 日に「千代田区震災事業継続計画」(以下「震災 BCP」という)を策定し、適宜必要な見直しを行ってきた。今回の改正では主に、震災時にも優先して継続・再開すべき業務の整理や、その実施に必要な業務体制及び人的・物的資源に関する検討を行った。

今後も適宜見直しを行い、事業継続性の向上を図っていく。

令和6年3月

## 第一章 震災事業継続計画(震災 BCP)とは

### 第1節 目的

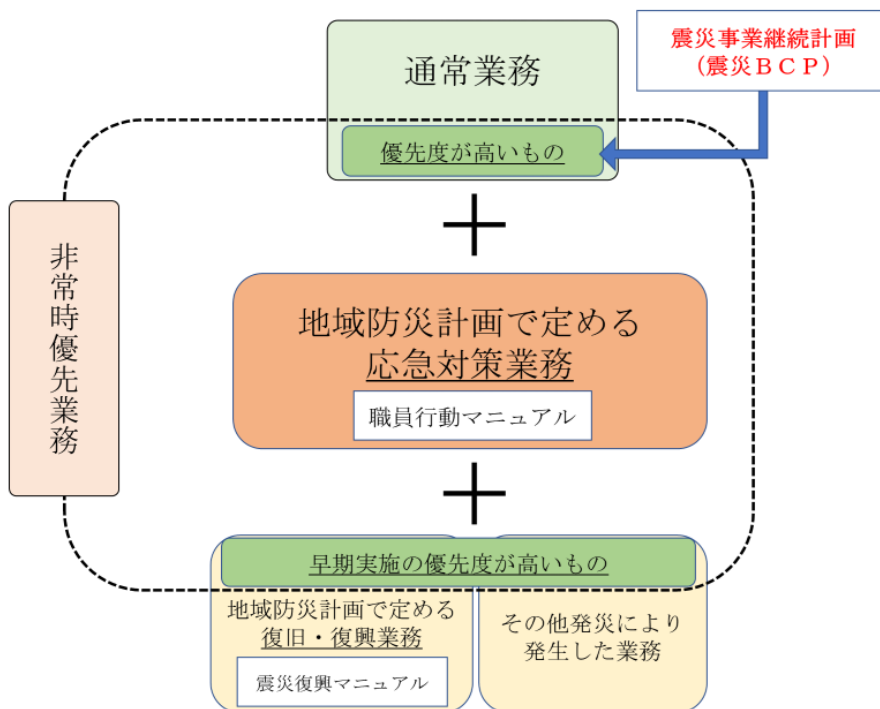
震災 BCP は、大規模地震の発生により人的・物的資源に限られる状況の中で、区が優先して実施すべき非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や業務継続に必要な資源等について、あらかじめ整理することを目的とする。

### 第2節 地域防災計画等との関係

非常時優先業務のうち、応急対策業務(発災により新たに発生する業務で、概ね発災から3日目までの間に行うもの)及び復旧・復興業務(発災により新たに発生する業務で、概ね発災後4日目から約1か月後までの間に行うもの)については、「千代田区地域防災計画」で定めている。なお、応急対策業務の詳細については「千代田区職員行動マニュアル」で、復旧・復興業務の詳細については「千代田区震災復興マニュアル」で整理している(図1, 2)。

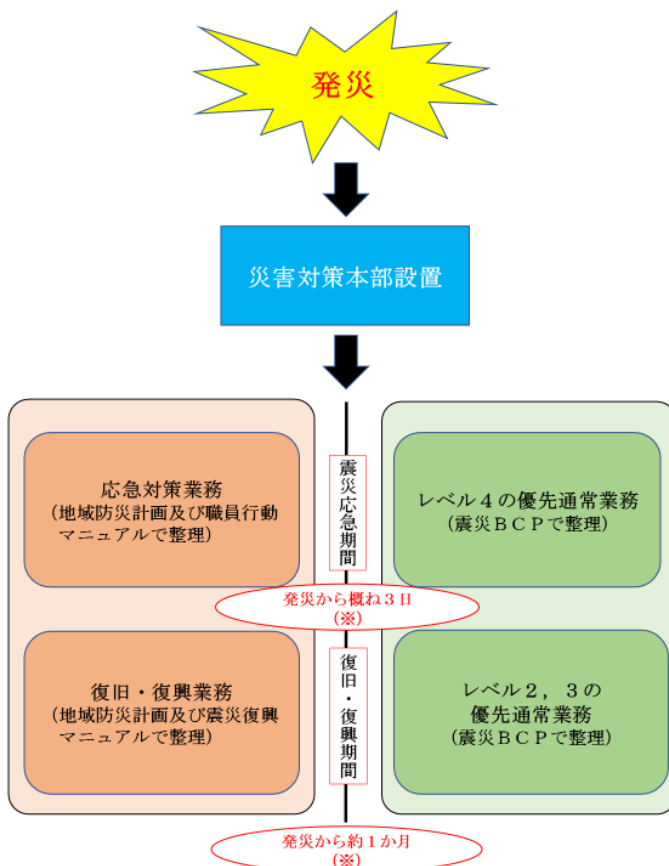
そのため震災 BCP では、非常時優先業務のうち優先通常業務について整理を行う。優先通常業務とは、発災に伴い全ての通常業務が原則停止される中でも、区民の生命・生活への影響の大きさなどから、優先して継続・再開させるべき通常業務をいう。

[図1]非常時優先業務のイメージと、各計画等との関係



(内閣府:「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を参考に作成)

[図2]発災後の流れ



※あくまで目安であり、被害状況等に応じて前後する可能性がある

## 第二章 震災BCPの適用基準について

### 第1節 震災BCPの適用基準

震災BCPは、震災に伴い千代田区災害対策本部が設置された時点から適用されるものとする。なお、千代田区災害対策本部設置の基準については、「千代田区地域防災計画」において以下のとおり定めている。

【設置基準】（「千代田区地域防災計画 震災対策編第2部第1章第3節」より抜粋）

ア 区長は、以下の場合において、災害対策の推進を図るために本部の設置を決定する。

（ア）区内で震度5強以上の地震が発生した場合

（イ）その他、区内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害対策の推進を図るために本部設置の必要がある場合

イ 本部の各部長（以下「部長」という。）の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めるときは、防災主管部長に本部の設置を要請する。

ウ 防災主管部長は、上記の要請があった場合又はその他の状況により本部を設置する必要があると認めるときは、本部の設置を区長に申請する。

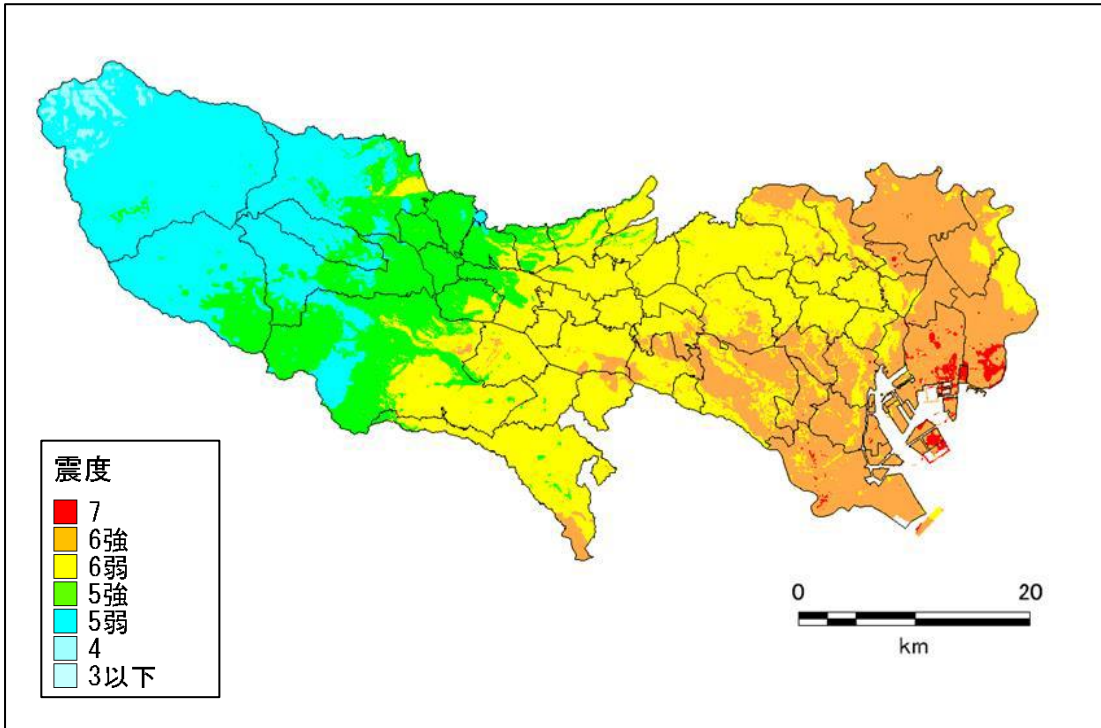
エ アにかかわらず、区長と連絡がとれないときは副区長（副区長にあつては、「千代田区副区長の担当事務及び区長の職務代理の順序を定める規則」に基づく、順序により連絡する。）が、副区長と連絡がとれないときは教育長が、教育長と連絡がとれないときは防災主管部長が本部の設置を専決する。

オ 上記にかかわらず、休日・夜間等の勤務時間外に災害が発生し、本部設置の必要がある場合で、区長等と連絡がとれないときは、エの例により専決し、エの例によっても連絡が取れない場合は、災害対策用職務住宅指定入居職員が、災害対策用職務住宅指定入居職員と連絡がとれないときは警戒勤務者が本部の設置を専決するものとする。

### 第三章 震災BCPの前提とする被害想定について

#### 第1節 震災想定

震災BCPにおいて想定する地震は、「千代田区地域防災計画」と同様に、東京都防災会議が公表している「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」(令和4年5月)が対象としている都心南部直下地震(M7.3、震源の深さは約49km)とする。都心南部直下地震が発生すると、区内は震度6弱の区域が19.9%、震度6強の区域が80.1%と想定されている。



都心南部直下地震の震度分布図

(出典:「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」)

#### 第2節 区の被害想定

千代田区内における、都心南部直下地震が発生した際の被害想定は、以下のとおり。

		東京都による首都直下地震の被害想定(R4公表)		
想定項目		千代田区		
条件	規模	都心南部直下地震		
	時期及び時刻	冬・早朝	冬・昼	冬・夕
	風速	8m/秒		
	最大震度	震度6強		



人的被害	死者		9人	77人	62人
	原因別	建物被害等	8人	76人	59人
		地震火災	0人	1人	0人
		急傾斜・落下物・ブロック塀	0人	0人	3人
	負傷者 (うち重症者)		230人 (19人)	3,501人 (296人)	2,787人 (242人)
	原因別	ゆれ液状化による建物倒壊	208人	3127人	2379人
		地震火災	0人	10人	7人
急傾斜・落下物・ブロック塀		1人	30人	147人	
屋内収容物の移動・転倒(負傷者)		22人	334人	254人	
物的被害	建物被害(全壊)		150棟	150棟	150棟
	建物被害(半壊)		602棟	602棟	602棟
	焼失棟数		0棟	0棟	0棟
	ライフライン	電力施設(停電率)	5.7%		
		通信施設(不通率)	0.3%		
		ガス施設(支障率)	0%		
		上水道施設(断水率)	30.7%		
下水道施設(被害率)		2.9%			
その他	帰宅困難者の発生		—	592,100人	592,100人
	避難者の発生(ピーク時)		12593人	12595人	12594人
	避難生活者数		不明		

エレベータ閉じ込め台数	754 台	754 台	754 台
災害時要援護者死者数	0 人	3 人	2 人
自力脱出困難者	73 人	1,092 人	831 人
震災廃棄物	67 万 t	67 万 t	67 万 t

※小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。

## 第四章 優先通常業務の整理

### 第1節 優先通常業務の選定基準

区の通常業務を緊急性・必要性の観点から優先度の高い順に、以下のとおり4つのレベルに分類した。優先度を判断するにあたっては、業務停止による影響の大きさを次の3つの観点から検討した。

- ①区民の生命・生活への影響の大きさ
- ②庁内の事務全般への影響の大きさ
- ③その他(法令等による定めがあるもの等)

[表1]優先通常業務の分類

レベル	内容
レベル4	発災から3日目(震災応急期間)までにおいても、応急対策業務と並行して行う必要のある通常業務
レベル3	発災4日目から1週間以内(復旧・復興期間)において、復旧・復興業務に影響を与えない範囲で順次再開していく必要のある、緊急性・必要性の高い通常業務。
レベル2	発災1週間から1か月以内(復旧・復興期間)において、復旧・復興業務に影響を与えない範囲で、徐々に再開すべき通常業務
レベル1	レベル4からレベル2に該当しない業務。

### 第2節 優先通常業務の選定方法

優先通常業務の選定にあたっては、全庁を対象に、各部署が通常時に行っている全ての業務について、優先度の調査を行い決定した。

### 第3節 優先通常業務一覧

調査の結果については、別表1のとおり。

## 第五章 業務継続のための体制確立

### 第1節 首長不在時の職務代行順位

#### (1) 災害対策本部が設置されているとき

千代田区災害対策本部条例第3条第2項、千代田区災害対策本部条例施行規則第2条及び第3条、「千代田区地域防災計画 震災対策編第2部第1章第3節」の規定にもとづき、以下のとおりとなる。

第一位	第二位	第三位	第四位
副区長(政策経営部に 関する事務を担当)	副区長(デジタル担当 部長の担任する事務 を担当)	教育長	防災主管部長

#### (2) 災害対策本部が廃止された後

地方自治法第152条及び千代田区長の職務を代理すべき職員指定に関する規則にもとづき、以下のとおりとなる。

職務代理順位 第一位	職務代理順位 第二位	職務代理順位 第三位
副区長(政策経営部に関する 事務を担当)	副区長(デジタル担当部長の 担任する事務を担当)	政策経営部長

### 第2節 代替庁舎

発災により、本庁舎が執務場所として機能しなくなった場合の代替庁舎について、現時点では特定できていない。引き続き、検討を行う。

### 第3節 電気・水・食料等の確保

#### (1) 電気・水

本庁舎では、以下のとおり非常用発電設備や給水衛生設備の整備を行っている。

		非常時用の設備	備考
電気設備		非常用発電設備 本庁舎 1,750KVA × 2台  発電のためのA重油備蓄量 本庁舎 50Kℓ × 2基	○ 停電時、庁舎の重要施設（中央監視室、防災センター）等へ無給油で、おおむね3日間の電力供給が可能。 ○ 非常用発電機は、起動後約 40 秒で電圧確立し発電能力の範囲内で順次電力の供給を開始。
給水衛生設備	飲用水	上水受水槽有効貯水量・約 45 m <sup>3</sup>	利用可能日数 おおむね7日間 (庁舎の使用状況により日数は変化)
	トイレ等の洗淨用水	中水備蓄槽有効貯水量・約 56 m <sup>3</sup> 非常時雨水・井戸水利用可	利用可能日数 おおむね7日間 (庁舎の使用状況により日数は変化)

(千代田区地域防災計画 震災対策編第1部第5章第1節より抜粋)

#### (2) 食料等

東京都帰宅困難者条例に基づき、職員向けとして3日分の食料や水の備蓄を行っている。

### 第4節 通信手段

災害時の主な通信・情報連絡手段は、以下のとおりである。

通信・情報連絡手段	概要
千代田区防災行政無線	区内の被害状況や交通機関の運行状況等を伝達する。区内各所に設置している屋外受信機(屋外スピーカー)を通じて発信を行う。
安全・安心メール	防災行政無線を補完する情報伝達手段として災害情報等を発信する、登録制のメール配信システム。
MCA 無線	区立施設や警察・消防等防災関係機関、帰宅困難者等一時受入施設に配備している。災害時に強い MCA 回線と、携帯電話回線を使用していることから繋がりやすい IP 回線を併用している。

	なお、操作の習熟度向上のため、毎月1回通信訓練を実施している。
東京都防災行政無線	被害情報の収集等のため、東京都が各区市町村、警視庁、消防署、防災機関等に整備している防災行政無線。電話、ファクシミリ、災害情報システム(DIS)、画像伝送システム端末が導入されている。
災害時優先電話	災害時にも優先して発信・接続ができる固定電話。
内線・外線電話	平常時に使用しているスマートフォン端末。アクセスポイントが発災により破損等していない場合、非常用電源により給電されるため、発災後も使用可能。
災害時特設公衆電話	災害時に、地方公共団体等からの要請に基づき、NTT 東日本が設置する公衆電話サービス。災害時にも通話制御を受けない。

## 第5節 情報システム

庁内で使用している情報システム及び機器に関して行っている震災対策は、以下のとおりである。

### ①重要な行政データのバックアップ等

庁内各課で使用している情報システムについては、以下のとおりバックアップ等を実施している。

- ・情報資産分類 I に該当する情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの)を取り扱うシステムについては、定期的にデータのバックアップを実施し、遠隔地保管を行っている。
- ・上記に該当しないシステムについては、定期的にデータのバックアップを実施し、遠隔地保管又は外部記録媒体への保管を行っている。

### ②情報機器への対策

情報システムに関わる重要な機器については、転倒及び落下防止等の耐震対策を行っている。

## 第六章 区の体制について

### 第1節 職員体制

優先通常業務のうち、震災応急期間(発災から概ね3日まで)に実施すべきレベル4業務については、原則として事前に千代田区災害対策本部名簿において指定された職員が実施する。ただし、指定した職員が参集できなかった場合は、本庁舎に参集した職員の内から、災害対策本部が指定する。一方、復旧・復興期間(概ね4日目～1か月)に実施するレベル2～3業務については、平常時と同じ各部局体制の下、各所管課が実施する。

### 第2節 職員参集状況の想定

勤務時間外に発災した場合に、各部・室・局及び災害対策本部各班においてどれほどの職員が参集可能か、条件を定めたくうえで想定を行った。

#### 1 想定条件

##### (1)対象者

- ・対象は千代田区災害対策本部名簿に掲載されている全職員とし、本庁舎に参集する場合を想定するものとする。(ただし、実際には本庁舎以外の施設に直接参集する班がある。)

##### (2)移動手段

- ・移動手段は、徒歩又は公共交通機関とする。ただし、発災から3日目までは徒歩のみとし、公共交通機関は発災から4日目以降に復旧するものとする。徒歩による移動の場合、震災による道路等の環境悪化や混乱、職員自身の負傷等を考慮し、歩行速度は時速2kmとする。
- ・徒歩による移動は、自宅から本庁舎までの直線距離が24km以内の職員のみとし、それ以外の職員は公共交通機関の復旧状況に応じて、4日目以降に順次参集するものとする。

##### (3)その他

- ・災害対策本部事務従事等免除の決定を受けている職員は、4日目以降に参集する。ただし、「妊娠中及び産後1年を経過していない女性である場合」もしくは「小学校就学前の子を養育しており、災害時に子を保護・保育する必要がある場合」の事由により免除決定を受けている職員は、発災から1週間が経過しても参集不能とする。
- ・育児休業、病気休職などにより休職中の職員も同様に、発災から1週間が経過しても参集不能とする。

#### 2 想定結果

1の条件の下、発災から1時間・3時間・6時間・12時間・4日・1週間の時点での参集人数の想定を行った。結果は別表2のとおり。

## 別表1 優先通常業務一覧

### (1) 子ども部

○レベル4（発災～3日目）

該当なし

○レベル3（4日目～1週間）

所属	優先通常業務
子ども総務課	・ 部内調整
子ども支援課	・ 保育所等の通常保育 ・ 保育所等の状況に関する情報発信
児童・家庭支援センター	・ 学童クラブ運営関係事務 ・ いずみこどもプラザ運営関係事務 ・ 富士見わんぱくひろば運営関係事務 ・ 翌年度学童クラブ入会関係事務 ・ 一時（いつとき）預かり保育事務 ・ あい・ぽーと麹町関係事務 ・ 千代田子育てサポート事業事務 ・ 子どもと家庭に関わる総合相談 ・ 子ども在宅サービス事業 ・ 要支援家庭サポート事業
子ども施設課	・ 子ども施設維持管理 ・ 旧子ども施設維持管理（旧今川中学校）
九段中等教育学校経営企画室	・ 施設維持管理

○レベル2（1週間～1か月）

所属	優先通常業務
子ども総務課	・ 教育委員会事務 ・ 子どもの安全・安心 ・ 通学路
子ども支援課	・ 在籍・給付認定状況・保育料管理 ・ 保育園・こども園の一時保育 ・ ICT関係の保守業務
児童・家庭支援センター	・ 児童館運営関係事務 ・ 放課後子ども教室関係事務 ・ 要保護児童対策地域協議会 ・ 子ども発達センター（さくらキッズ） ・ 子どもの健康相談室 ・ 子どもの健康相談（園訪問） ・ 発達障害等療育経費助成 ・ 児童福祉法通所給付費支給
子ども施設課	・ 郊外施設維持管理（軽井沢少年自然の家） ・ 旧子ども施設維持管理（旧永田町小学校、旧九段中学校） ・ 施設整備



学務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の就学事務及び学級編制（幼稚園を除く）</li> <li>・就学援助等（幼稚園を除く）</li> <li>・児童、生徒及び幼児の健康管理その他学校保健</li> <li>・給食に関する事務</li> <li>・その他学校運営</li> </ul>
指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員事務</li> <li>・教職員給与事務</li> </ul>
九段中等教育学校経営企画室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒証明書等発行業務</li> </ul>

## （２）保健福祉部

○レベル４（発災～３日目）

該当なし

○レベル３（４日目～１週間）

所属	優先通常業務
福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内調整</li> <li>・成年後見制度区長申立関係事務</li> </ul>
障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法関連業務</li> <li>・障害者施設指定管理者関係</li> <li>・合理的配慮の推進・障害者の意思疎通支援</li> <li>・心身障害者医療費助成</li> <li>・難病等医療費助成</li> <li>・身体障害者手帳の交付</li> <li>・愛の手帳の交付</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳の交付</li> <li>・身体障害者福祉法第１５条指定医の各種申請受付</li> <li>・各種相談受付</li> <li>・障害者よろず相談事業</li> <li>・障害者虐待防止事業</li> </ul>
高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の資格管理</li> <li>・高齢者施設の維持管理</li> <li>・認定審査会運営事務</li> <li>・各種申請受付</li> <li>・主治医意見書依頼事務</li> <li>・認定調査に関する事務</li> <li>・利用者負担軽減事務</li> </ul>
在宅支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理施設維持管理</li> <li>・救急通報システム</li> <li>・住所不明認知症高齢者対応</li> <li>・各種相談受付</li> <li>・高齢者虐待対応</li> <li>・医療ステイ</li> <li>・高齢者食事支援サービス</li> <li>・緊急に対応が必要な高齢者等への対応</li> </ul>

生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねずみ・衛生害虫駆除</li> <li>・食中毒・有症苦情調査</li> <li>・飲料水に関する相談受付</li> <li>・健康被害に直結する恐れのある食品・飲料水への対応</li> <li>・健康危機管理に関する検査</li> <li>・受託済みの検査</li> <li>・検査施設安全管理</li> </ul>
地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休日応急診療</li> <li>・平日準夜間小児初期救急診療</li> <li>・保健所庁舎維持管理</li> </ul>
健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の調査及び健康診断</li> <li>・精神保健法に基づく事務</li> <li>・保健師活動</li> </ul>

○レベル2（1週間～1か月）

所属	優先通常業務
福祉総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者等住まい・生活支援事務</li> <li>・ひきこもり対策</li> </ul>
生活支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護システム運営・更新</li> <li>・法外援護等・代理納付</li> <li>・行旅死亡人・墓地埋葬等</li> <li>・生活保護の給付に関する事務</li> <li>・中国帰国者支援事務</li> <li>・自立支援プログラム運営等</li> <li>・戦没者・被爆者援護事務</li> <li>・生活困窮者自立支援</li> <li>・女性相談</li> <li>・応急資金貸付</li> <li>・生活保護相談</li> </ul>
障害者福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者福祉手当</li> <li>・特別障害者手当</li> <li>・在宅サービス事業</li> <li>・障害者差別解消法に関する事務</li> <li>・自立支援医療（更生医療）の給付事務</li> <li>・高次脳機能障害支援</li> </ul>
高齢介護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料の賦課及び徴収</li> <li>・審査会資料提供事務</li> <li>・受給者台帳管理事務</li> <li>・償還・受領委任払い事務</li> <li>・過誤・再審査処理事務</li> <li>・高額介護サービス費関係事務</li> <li>・地域密着型サービス関係事務</li> <li>・事業状況報告等関係事務</li> <li>・総合事業・その他事業関係事務</li> </ul>
在宅支援課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ支給</li> <li>・入院生活支援</li> </ul>

保険年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格得失関係事務</li> <li>・保険料賦課事務</li> <li>・給付関係事務・レセプト</li> </ul>
生活衛生課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境衛生許可及び監視</li> <li>・建築物の衛生指導</li> <li>・住まいの環境衛生指導</li> <li>・診療所等の開設及び許可</li> <li>・薬局薬店等の許可及び監視指導</li> <li>・毒物劇物取扱いの許可及び監視指導</li> <li>・食品営業許可・届出及び監視指導</li> <li>・法令違反の食品への対応（健康被害に直結する恐れのある場合を除く）</li> <li>・食品表示相談（緊急性を要するもの）</li> <li>・各種検査業務（水質、レジオネラ属菌、検便、新型コロナ）</li> </ul>
地域保健課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害健康被害補償給付関係事務</li> <li>・患者の声相談</li> </ul>
健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年がん患者在宅療養支援事業</li> </ul>

### （3）地域振興部

○レベル4（発災～3日目）

所属	優先通常業務
総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務に関すること</li> <li>・埋葬火葬許可事務</li> <li>・戸籍事務（戸籍届出）</li> <li>・民刑事務</li> <li>・戸籍情報システム関係事務</li> <li>・住民基本台帳事務（異動処理等）</li> </ul>

○レベル3（4日目～1週間）

所属	優先通常業務
コミュニティ総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万世会館管理運営</li> <li>・総合防災案内板、広報板整備及び維持管理業務</li> </ul>
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット保証）及び第6項（危機関連保証）の認定</li> </ul>
総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍事務（戸籍証明）</li> <li>・戸籍附票処理</li> <li>・DV支援措置</li> </ul>
安全生活課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心パトロール（青パト巡回）</li> </ul>
文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内幸町ホール、ちよだアートスクエアの管理運営</li> <li>・図書館（5館）管理運営</li> </ul>
生涯学習・スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設の維持管理（九段生涯学習館、スポーツセンター、夢の島東少年野球場、花小金井運動施設）</li> </ul>

○レベル2（1週間～1か月）

所属	優先通常業務
コミュニティ総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの記憶保存プレート、町名由来版の維持管理</li> </ul>
商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工融資事業</li> <li>・経営相談事業</li> <li>・特定創業支援事業</li> </ul>

総合窓口課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ FAQ管理</li> <li>・ 郵送に関する事務</li> <li>・ 住民基本台帳事務（証明書発行）</li> <li>・ 印鑑登録事務</li> <li>・ 住基ネットワーク事務</li> <li>・ 公的個人認証事務</li> <li>・ 総合住民サービス事務</li> <li>・ 住基法改正・番号制度事務</li> <li>・ 特永・法務省通知関連</li> </ul>
税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別区民税・都民税の賦課決定</li> <li>・ 税証明（課税、非課税、納税、課税・納税証明書）の発行</li> <li>・ 減免申請の受付及び決定</li> <li>・ 軽自動車税（種別割）に関する事務</li> <li>・ 特別区民税・都民税の収納</li> <li>・ 臨時運行許可に関する事務</li> </ul>
出張所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民基本台帳事務</li> <li>・ 印鑑登録・証明事務</li> <li>・ 戸籍証明事務</li> </ul>
文化振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋蔵文化財管理</li> <li>・ 区内にある指定・登録・選定文化財の管理</li> <li>・ 収蔵庫管理</li> <li>・ 展示室管理</li> <li>・ 内神田収蔵庫の管理</li> <li>・ 標柱・説明板の管理</li> </ul>

#### （４）環境まちづくり部

○レベル４（発災～３日目）

該当なし

○レベル３（４日目～１週間）

所属	優先通常業務
環境まちづくり総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部内調整</li> </ul>
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築設備・昇降機等の審査及び検査</li> </ul>
住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区営住宅等及び駐車場の管理運営</li> <li>・ 各種家賃助成事務</li> <li>・ 住宅募集・入退去</li> <li>・ 住宅融資あっせん・利子補給</li> <li>・ 都心共同住宅供給事業事務</li> <li>・ 建築物共同化等整備促進事業事務</li> <li>・ 優良建築物等整備事業事務</li> <li>・ 耐震性不足マンション等建替え促進助成事業事務</li> <li>・ マンション建替え等円滑化法事務</li> <li>・ 住宅用家屋証明事務</li> <li>・ マンション管理の適正化の推進事務</li> </ul>

千代田清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレス車確保にかかる東京都との調整等</li> <li>・資源回収</li> <li>・一般廃棄物処理業許可関係事務</li> <li>・浄化槽清掃業等関係事務</li> <li>・安全衛生</li> <li>・施設管理（清掃事務所・飯田橋車庫・三崎町中継所）</li> </ul>
道路公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木施設に係る災害対策</li> <li>・河川水位等情報システムの維持管理</li> </ul>

○レベル2（1週間～1か月）

所属	優先通常業務
環境まちづくり総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用地境界確定・証明閲覧事務</li> </ul>
環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害発生源調査指導事務</li> <li>・各種届出処理事務</li> <li>・都区連絡調整事務</li> </ul>
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認・許可等受付事務</li> <li>・報告等台帳管理事務（含む文書交換）</li> <li>・建築行政窓口指導</li> <li>・建築確認申請に係る意匠審査・建築許認可</li> <li>・建築確認申請に係る意匠検査</li> <li>・建築確認申請に係る構造審査及び構造検査</li> <li>・指定機関調査回答</li> <li>・工事現場の危害防止に係る業務</li> </ul>
住宅課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住環境整備推進制度（旧住宅付置制度）事務</li> <li>・ワンルームマンション等建築物に関する事務</li> </ul>
千代田清掃事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物品管理</li> </ul>
道路公園課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民利用施設の維持管理（有料公衆便所・自動二輪駐車場・偕香苑等）</li> </ul>

### （5）政策経営部

○レベル4（発災～3日目）

所属	優先通常業務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿直業務対応</li> </ul>

○レベル3（4日目～1週間）

所属	優先通常業務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部内調整</li> <li>・区議会対応事務</li> <li>・事故等の保険対応事務</li> <li>・区長・副区長秘書業務</li> <li>・法務相談等対応</li> <li>・訴訟等対応</li> <li>・不服の申立て等対応</li> <li>・情報公開事務</li> <li>・公益通報制度管理</li> <li>・郵便物受発業務</li> <li>・文書交換業務</li> <li>・公印及び文書管理システムの管理</li> </ul>

企画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各部調整（部担当）</li> <li>・首脳会議</li> <li>・組織整備</li> </ul>
財政課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算編成</li> <li>・予算執行統制</li> <li>・決算審査対応</li> <li>・都区財政調整・各種交付金</li> <li>・基金管理</li> </ul>
施設経営課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎管理</li> <li>・区有施設の保全</li> </ul>
情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種システムの保守管理</li> <li>・個人情報保護制度運営管理</li> </ul>
人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労務関係</li> <li>・服務関係</li> <li>・発令関係</li> <li>・人材派遣</li> <li>・分限休職</li> <li>・職員採用関係</li> <li>・勤怠管理・勤務時間制度</li> <li>・争訟関係</li> </ul>
契約課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約締結事務</li> </ul>
広報広聴課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区HP及び公式SNSの管理運営</li> </ul>
災害対策・危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理に関する総合調整</li> <li>・各種システム維持管理</li> <li>・要配慮者関係</li> </ul>

○レベル2（1週間～1か月）

所属	優先通常業務
総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陳情・請願</li> <li>・行政証明の発行</li> </ul>
情報システム課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リモートワークシステムの運営</li> <li>・社会保障・税番号制度対応</li> <li>・Wi-Fi環境の整備・運用</li> </ul>
人事課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規職員以外の職員に係る任用等手続き</li> <li>・各昇任選考・能力実証</li> <li>・組織体制の維持継続に関する事務（職員定数、人員計画）</li> <li>・人事評価</li> <li>・給与支給関係</li> <li>・非常勤職員報酬支給関係</li> <li>・共済組合・社会保険関係</li> <li>・健康管理・安全衛生管理</li> <li>・職員住宅管理運営</li> <li>・公務災害補償</li> </ul>
契約課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査</li> </ul>

## (6) 室・局

### ○レベル4 (発災～3日目)

所属	優先通常業務
会計室	<ul style="list-style-type: none"><li>・支出命令の審査に関すること (災害対応に要する場合や、債権者から緊急の請求がある場合に限り、窓口現金払を行う)</li><li>・現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること (災害対応に要する場合や、債権者から緊急の請求がある場合に限り、窓口現金払を行う)</li><li>・指定金融機関等との連絡調整に関すること</li></ul>
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員会運営事務</li><li>・期日前 (不在者) 投票事務</li><li>・選挙人名簿・在外名簿関係</li><li>・投票所関係事務</li><li>・選挙システム関係</li><li>・個人演説会事務</li><li>・開票関係事務</li></ul>

### ○レベル3 (4日目～1週間)

所属	優先通常業務
区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・議員報酬・議員年金事務</li></ul>
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・監査等の実施 (住民監査請求監査)</li></ul>

### ○レベル2 (1週間～1か月)

所属	優先通常業務
区議会事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・議案の調整及び立案事務</li><li>・議会の広報・広聴事務</li><li>・議事および本会議に関すること</li><li>・委員会その他の会議に関すること</li><li>・議決事件に関すること</li><li>・請願及び陳情に関すること</li><li>・その他の議事に関すること</li></ul>
会計室	<ul style="list-style-type: none"><li>・支出命令の審査に関すること</li><li>・現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること</li></ul>
監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"><li>・監査等の実施 (例月出納検査)</li></ul>

別表2 参集状況想定結果

(1) 部・室・局別の想定結果

(令和5年7月1日時点)

		1時間	3時間	6時間	12時間	4日	1週間	参集不能者数 (参集不能率)
子ども部 (156人)	参集人数	16	23	16	68	18	0	15 (9.62%)
	累計	16	39	55	123	141	141	
	参集率	10.26%	25.00%	35.26%	78.85%	90.38%	90.38%	
保健福祉部 (222人)	参集人数	19	29	21	80	33	4	36 (16.22%)
	累計	19	48	69	149	182	186	
	参集率	8.56%	21.62%	31.08%	67.12%	81.98%	83.78%	
地域振興部 (194人)	参集人数	26	22	19	59	42	2	24 (12.37%)
	累計	26	48	67	126	168	170	
	参集率	13.4%	24.74%	34.54%	64.95%	86.6%	87.63%	
環境まちづくり部 (245人)	参集人数	18	26	16	102	58	8	17 (6.94%)
	累計	18	44	60	162	220	228	
	参集率	7.35%	17.96%	24.49%	66.12%	89.80%	93.06%	
政策経営部 (166人)	参集人数	16	30	22	57	20	0	21 (12.65%)
	累計	16	46	68	125	145	145	
	参集率	9.64%	27.71%	40.96%	75.30%	87.35%	87.35%	
会計室 (13人)	参集人数	0	2	3	5	1	0	2 (15.38%)
	累計	0	2	5	10	11	11	
	参集率	0%	15.38%	38.46%	76.92%	84.62%	84.62%	
選挙管理委員会事務局 (7人)	参集人数	0	2	2	3	0	0	0 (0%)
	累計	0	2	4	7	7	7	
	参集率	0%	28.57%	57.14%	100%	100%	100%	
監査委員事務局 (6人)	参集人数	1	0	1	3	1	0	0 (0%)
	累計	1	1	2	5	6	6	
	参集率	16.67%	16.67%	33.33%	83.33%	100%	100%	
区議会事務局 (13人)	参集人数	1	0	1	9	1	0	1 (7.69%)
	累計	1	1	2	11	12	12	
	参集率	7.69%	7.69%	15.38%	84.62%	92.31%	92.31%	
合計 (1022人)	参集人数	97	134	101	386	174	14	116 (11.35%)
	累計	97	231	332	718	892	906	
	参集率	9.49%	22.60%	32.49%	70.25%	87.28%	88.65%	

※参集率は、その時点までの累計参集人数の割合である。

※特別職は除く。



## (2) - 1 災害対策本部班別の想定結果

(令和5年7月1日時点)

		1時間	3時間	6時間	12時間	4日	1週間	参集不能者数 (参集不能率)
本部員 (16人)	参集人数	1	1	0	10	4	0	0 (0%)
	累計	1	2	2	12	16	16	
	参集率	6.25%	12.50%	12.50%	75.00%	100%	100%	
総括班 (23人)	参集人数	1	7	4	5	6	0	0 (0%)
	累計	1	8	12	17	23	23	
	参集率	4.35%	34.78%	52.17%	73.91%	100%	100%	
機動班 (14人)	参集人数	2	0	4	7	1	0	0 (0%)
	累計	2	2	6	13	14	14	
	参集率	14.29%	14.29%	42.86%	92.86%	100%	100%	
初動調査班 (10人)	参集人数	2	0	1	4	3	0	0 (0%)
	累計	2	2	3	7	10	10	
	参集率	20.00%	20.00%	30.00%	70.00%	100%	100%	
広報班 (11人)	参集人数	1	4	1	1	3	0	1 (9.09%)
	累計	1	5	6	7	10	10	
	参集率	9.09%	45.45%	54.55%	63.64%	90.91%	90.91%	
防災機関調整班 (10人)	参集人数	3	0	2	4	0	0	1 (10.00%)
	累計	3	3	5	9	9	9	
	参集率	30.00%	30.00%	50.00%	90.00%	90.00%	90.00%	
受援担当班 (11人)	参集人数	1	0	1	6	2	0	1 (9.09%)
	累計	1	1	2	8	10	10	
	参集率	9.09%	9.09%	18.18%	72.73%	90.91%	90.91%	
ボランティア調整班 (9人)	参集人数	0	4	2	3	0	0	0 (0%)
	累計	0	4	6	9	9	9	
	参集率	0.00%	44.44%	66.67%	100%	100%	100%	
施設班 (51人)	参集人数	8	5	6	15	8	0	9 (17.65%)
	累計	8	13	19	34	42	42	
	参集率	15.69%	25.49%	37.25%	66.67%	82.35%	82.35%	
相談班 (10人)	参集人数	3	1	0	3	1	0	2 (20.00%)
	累計	3	4	4	7	8	8	
	参集率	30.00%	40.00%	40.00%	70.00%	80.00%	80.00%	
避難所班 (331人)	参集人数	24	54	38	112	51	4	48 (14.50%)
	累計	24	78	116	228	279	283	
	参集率	7.25%	23.56%	35.05%	68.88%	84.29%	85.50%	
教育班 (92人)	参集人数	8	11	9	43	11	0	10 (10.87%)
	累計	8	19	28	71	82	82	
	参集率	8.70%	20.65%	30.43%	77.17%	89.13%	89.13%	
避難行動要支援者支援班 (36人)	参集人数	1	2	5	11	10	1	6 (16.67%)
	累計	1	3	8	19	29	30	
	参集率	2.78%	8.33%	22.22%	52.78%	80.56%	83.33%	
出張所班 (46人)	参集人数	10	2	2	18	13	1	0 (0%)
	累計	10	12	14	32	45	46	
	参集率	21.74%	26.09%	30.43%	69.57%	97.83%	100%	
援護班 (5人)	参集人数	1	2	0	0	1	0	1 (20.00%)
	累計	1	3	3	3	4	4	
	参集率	20.00%	60.00%	60.00%	60.00%	80.00%	80.00%	
帰宅困難者対応班 (18人)	参集人数	3	1	0	9	3	0	2 (11.11%)
	累計	3	4	4	13	16	16	
	参集率	16.67%	22.22%	22.22%	72.22%	88.89%	88.89%	
救援物資班 (16人)	参集人数	0	4	2	7	2	0	1 (6.25%)
	累計	0	4	6	13	15	15	
	参集率	0.00%	25.00%	37.50%	81.25%	93.75%	93.75%	

応急給水班 (5人)	参集人数	0	2	1	1	0	0	1 (20.00%)
	累計	0	2	3	4	4	4	
	参集率	0.00%	40.00%	60.00%	80.00%	80.00%	80.00%	
輸送班 (5人)	参集人数	0	0	1	4	0	0	0 (0%)
	累計	0	0	1	5	5	5	
	参集率	0.00%	0.00%	20.00%	100%	100%	100%	
医療救護活動拠点班 (12人)	参集人数	1	1	1	5	2	0	2 (16.67%)
	累計	1	2	3	8	10	10	
	参集率	8.33%	16.67%	25.00%	66.67%	83.33%	83.33%	
保健班 (49人)	参集人数	5	9	6	17	5	0	7 (14.29%)
	累計	5	14	20	37	42	42	
	参集率	10.20%	28.57%	40.82%	75.51%	85.71%	85.71%	
環境衛生班・食品衛生班・防疫班・動物班 (48人)	参集人数	6	3	2	19	6	0	12 (25.00%)
	累計	6	9	11	30	36	36	
	参集率	12.50%	18.75%	22.92%	62.50%	75.00%	75.00%	
建物調査班 (27人)	参集人数	4	7	1	8	2	0	5 (18.52%)
	累計	4	11	12	20	22	22	
	参集率	14.81%	40.74%	44.44%	74.07%	81.48%	81.48%	
応急土木班 (46人)	参集人数	5	5	3	18	10	2	3 (6.52%)
	累計	5	10	13	31	41	43	
	参集率	10.87%	21.74%	28.26%	67.39%	89.13%	93.48%	
環境班 (14人)	参集人数	0	2	1	6	4	0	1 (7.14%)
	累計	0	2	3	9	13	13	
	参集率	0.00%	14.29%	21.43%	64.29%	92.86%	92.86%	
清掃班 (85人)	参集人数	4	5	5	40	24	6	1 (1.18%)
	累計	4	9	14	54	78	84	
	参集率	4.71%	10.59%	16.47%	63.53%	91.76%	98.82%	
り災調査班 (1人)	参集人数	0	0	0	0	1	0	0 (0%)
	累計	0	0	0	0	1	1	
	参集率	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	100%	100%	
BCP (21人)	参集人数	3	2	3	10	1	0	2 (9.52%)
	累計	3	5	8	18	19	19	
	参集率	14.29%	23.81%	38.10%	85.71%	90.48%	90.48%	
合計 (1022人)	参集人数	97	134	101	386	174	14	116 (11.35%)
	累計	97	231	332	718	892	906	
	参集率	9.49%	22.60%	32.49%	70.25%	87.28%	88.65%	

※参集率は、その時点までの累計参集人数の割合である。

※複数の班に所属する管理職は、いずれか1つの班でのみカウントしている。

※特別職は除く。

## (2) - 2 対応避難所別の想定結果 (避難所班)

(令和5年7月1日時点)

		1時間	3時間	6時間	12時間	4日	1週間	参集不能者数 (参集不能率)
本部 (4人)	参集人数	1	0	1	2	0	0	0 (0%)
	累計	1	1	2	4	4	4	
	参集率	25.00%	25.00%	50.00%	100%	100%	100%	
麴町小学校 (30人)	参集人数	2	6	2	15	4	0	1 (3.33%)
	累計	2	8	10	25	29	29	
	参集率	6.67%	26.67%	33.33%	83.33%	96.67%	96.67%	
九段小学校 (32人)	参集人数	3	5	5	9	4	0	6 (18.75%)
	累計	3	8	13	22	26	26	
	参集率	9.38%	25.00%	40.63%	68.75%	81.25%	81.25%	
番町小学校 (19人)	参集人数	2	3	2	4	5	0	3 (15.79%)
	累計	2	5	7	11	16	16	
	参集率	10.53%	26.32%	36.84%	57.89%	84.21%	84.21%	
麴町中学校 (20人)	参集人数	2	3	0	8	6	0	1 (5.00%)
	累計	2	5	5	13	19	19	
	参集率	10.00%	25.00%	25.00%	65.00%	95.00%	95.00%	
富士見みらい館 (33人)	参集人数	2	7	6	7	3	0	8 (24.24%)
	累計	2	9	15	22	25	25	
	参集率	6.06%	27.27%	45.45%	66.67%	75.76%	75.76%	
神田一橋中学校 (お茶の水小学校) (21人)	参集人数	1	3	4	8	1	1	3 (14.29%)
	累計	1	4	8	16	17	18	
	参集率	4.76%	19.05%	38.10%	76.19%	80.95%	85.71%	
神田一橋中学校 (20人)	参集人数	1	2	1	7	4	1	4 (20.00%)
	累計	1	3	4	11	15	16	
	参集率	5.00%	15.00%	20.00%	55.00%	75.00%	80.00%	
神田さくら館 (20人)	参集人数	0	3	0	10	4	0	3 (15.00%)
	累計	0	3	3	13	17	17	
	参集率	0.00%	15.00%	15.00%	65.00%	85.00%	85.00%	
昌平童夢館 (23人)	参集人数	4	2	4	7	1	1	4
	累計	4	6	10	17	18	19	
	参集率	17.39%	26.09%	43.48%	73.91%	78.26%	82.61%	
旧アーツ千代田3331 (15人)	参集人数	1	3	2	7	2	0	0 (0%)
	累計	1	4	6	13	15	15	
	参集率	6.67%	26.67%	40.00%	86.67%	100%	100%	
ちよだパークサイドプラザ (18人)	参集人数	2	2	3	6	3	0	2 (11.11%)
	累計	2	4	7	13	16	16	
	参集率	11.11%	22.22%	38.89%	72.22%	88.89%	88.89%	
旧今川中学校 (19人)	参集人数	0	2	3	6	4	1	3 (15.79%)
	累計	0	2	5	11	15	16	
	参集率	0.00%	10.53%	26.32%	57.89%	78.95%	84.21%	
都立一橋高校 (20人)	参集人数	1	5	4	4	2	0	4 (20.00%)
	累計	1	6	10	14	16	16	
	参集率	5.00%	30.00%	50.00%	70.00%	80.00%	80.00%	
スポーツセンター (17人)	参集人数	0	3	0	6	4	0	4 (23.53%)
	累計	0	3	3	9	13	13	
	参集率	0.00%	17.65%	17.65%	52.94%	76.47%	76.47%	
岩本町ほほえみプラザ (20人)	参集人数	2	5	1	6	4	0	2 (10.00%)
	累計	2	7	8	14	18	18	
	参集率	10.00%	35.00%	40.00%	70.00%	90.00%	90.00%	
合計 (331人)	参集人数	24	54	38	112	51	4	48 (14.50%)
	累計	24	78	116	228	279	283	
	参集率	7.25%	23.56%	35.05%	68.88%	84.29%	85.50%	

※参集率は、その時点までの累計参集人数の割合である。